

広島県選挙管理委員会告示第四十一号

昭和五十二年広島県選挙管理委員会告示第六十号（選挙長等に支給する報酬等の額の定め）の一部を次のように改正する。

令和元年五月三十日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

第一号中「一万六百元」を「一万八百元」に、「八千八百円」を「八千九百円」に改める。